

2017年秋季年末闘争・組織拡大 の建設アスベスト問題速報

2017年12月4日／第28号

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

北海道建設アスベスト第1陣訴訟控訴審 札幌高裁で第1回口頭弁論 全国のスクラムで前進してきている

12月1日、札幌高裁で「北海道建設アスベスト第1陣訴訟」控訴審の第1回口頭弁論が開かれました。この日の法廷では、遺族原告の佐々木千恵美さん（釧路支部）が意見陳述（=別項）し、弁護団事務局長の長野順一弁護士が全国的な建設アスベスト訴訟の状況をふまえて札幌高裁で期待される審理について意見を述べました。草野真人裁判長は、被告企業に対して来年1月末まで原告側が求めている「シェア」にかかるデータについての認否を理由をふくめて明らかにするよう求め、第2回口頭弁論期日を来年3月9日に指定しました。

長野弁護士は10月の横浜地裁（首都圏訴訟・神奈川2陣）と東京高裁（首都圏訴訟・神奈川1陣）の判決で「国の責任についての司法判断はもはや、完全に定着するに至った」とし、「石綿建材メーカーも建設アスベスト被害に対して責任を負うとの判断が動かしがたい流れとなつた」と述べました。札幌高裁での争点について、①国の責任の始期、②屋外作業者に対する国の責任、③一人親方等に対する国の責任とともに、企業の「注意義務違反」と「因果関係」（共同不法行為責任または分割責任）を示しました。また企業責任では、原告ごとに特定した建材を製造・販売した被告企業が連帯責任を負うこと、少なくとも寄与度に応じた分割責任が認められるべきこと、企業の責任の始期についても昭和47年以前からの責任をあげ、国の責任割合を「2分の1」とすることや、責任期間に応じた減額をすべきでないこと、喫煙減額することの不当性を主張することを明らかにしました。そして、被害の早期救済のために迅速な審理を追求しつつ、各争点について十分な主張立証が尽くされるよう適切な訴訟指揮を求めました。

口頭弁論終了後の報告集会では、弁護団から「全国のスクラムで国と企業の責任を認める方向で前進してきている。裁判所がシェアの認否を求めたことで、もはや企業は逃れられなくなった。勝利の枠を広げて早期の判決をめざす」と説明がありました。

アスベストは私たちのささやかな夢を全部奪った

原告意見陳述で佐々木さんは「国はアスベストの有害性を知りながら何の対策もとらず、その結果たくさんの建設労働者が苦しい闘病生活を強いられ、人生なかばで命を失いました。全国の裁判で7回も責任が求められているのですから、国はもう争うことをやめて、私たち被害者・遺族に謝罪して適正な賠償を行うべきです。建材製造企業は、労働者を危険な目にあわせておいて、莫大な利益を上げているのに何の責任もとらないのは正義に反します」と述べました。そして、第1陣の提訴時に生存していた原告のうち8名もが亡くなっていることにふれながら、裁判官に「誰が『被害者』で、誰が『加害者』なのかわかつてほしい」と訴えました。佐々木さんの夫・利男さんは9年前に54歳で亡くなりました。「健康でいれば、65歳まで大工をして、そのあとは家族で温泉やディズニーランドに行ったりしていたかもしれないのに、アスベストは私たちのささやかな夢を全部奪ってしまいました。夫は亡くなる少し前に『俺、54歳だぞ。死ぬには早くないか』と言っていたことは今でも忘れられません」と述べ、裁判官に「私たちが国やアスベスト建材企業によって、いかに無用な苦しみを与えられ、人生を狂わされたかを知ってほしい。できるだけ早く、私たちを救済してもらいたい」と訴えました。